



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国際シンポジウム”New Institutional Design of International Intellectual Property Regime for the 21st Century”
Author(s)	北海道大学大学院法学研究科グローバルCOE事務局
Citation	知的財産法政策学研究, 34, 430-433
Issue Date	2011-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47317
Type	departmental bulletin paper
File Information	IPLPJ34_015.pdf



国際シンポジウム“New Institutional Design of International Intellectual Property Regime for the 21st Century”

北海道大学大学院法学研究科
グローバル COE 事務局

TRIPS 協定の制定以来、政治的にも経済的にも、知的財産法制度の改革を国際的な文脈抜きに語ることは困難になってきている。そのようななか、グローバル COE プログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」では、ニューヨーク大学の Rochelle Cooper Dreyfuss 教授、ヨーロッパ特許庁審判部の Christopher Heath 博士という、国際知的財産法制度の理論と実務において著名なお二人の先生をお招きして講演をお願いするとともに、東京大学（当時：現在、神戸大学）の前田健先生、九州大学博士課程の鄭菀瓊（Wan-Chiung Cheng）さんという若手の研究者お二人に国際的に問題となっている具体的な課題についてご報告をいただき、討論するという国際シンポジウムを挙行了した。

シンポジウムは日曜日を挟んで、2011年2月4日と5日、7日にかけて北海道大学経済学研究科会議室において挙行された。以下、講演内容を中心に、本シンポジウムの概要を紹介する。

初日（2月4日）は、Dreyfuss 教授により、“Viewing TRIPS Through a Neofederalist Lens: Adapting International Intellectual Property Law to Technological and Social Change”と題する講演が行われた。TRIPS 協定に関して、貿易障壁低減に資する取引のハーモナイズ化の一環としての一律の保護水準の策定を目的とするものと位置づける理解が一般的であるのに対して、本講演は、TRIPS 協定をして、政策決定の権限を国際機関に一元化するものではなく、各国政府が多角的に規律する側面が色濃く残されているという新連邦主義を採用していると読むことができると主張する。そのうえで、このような新連邦主義のもとで、TRIPS 協定は技術環境や社会環境の変化に十分に対応することができる協定たりうる、とした（詳細は、本誌掲載予定の講演録を参照）。

2日目（2月5日）午前は、前田助教と鄭氏が報告された。

前田助教の報告は、“The Function of the Disclosure Requirement in Patent Law”と題するものである。特許法は、特許権の取得に際して、明細書に発明の内容を開示させたうえでクレームにより権利の範囲を指示させるという仕組みを採用している。本報告では、そのような仕組みのなかで明細書の開示が果たしている役割を考察した。特許法では、実施可能要件とサポート要件が、明細書の開示とクレームとを規律する要件として存在しているが、日本の判例の分析、米国・欧州との比較法により、2つの要件が共にクレームの保護の限界を規律する機能を担っているとの仮説を示した。そのうえで、法と経済学の知見を利用しながら、機能的な考察を展開した。そして、これらの考察が、物質発明制度やクレーム解釈論・均等論などの議論において、どのような示唆をあたえることができるかということが示された。

鄭氏の報告は、“Digging for the Incentives of Creating and Utilizing Bioinformatics Databases: what have we learnt in the past decade?”と題するもので、バイオインフォマティクスにかかるデータベースをとりあげ、知的財産法における創作のインセンティブとアクセスの均衡という知的財産法の永遠のテーマに取り組むものである。まずはデータベースに関する経済分析により公共財問題の実情を指摘し、実証的に独自立法が過小供給の問題を解決する見込みが低いことが示された。独自立法は民間のデータベースの供給増には必ずしもつながらないのである。他方で、政府による資金援助がインセンティブの不足をある程度緩和することも明らかとされた。立法の形式に関して、本報告は、欧州司法裁判所の最近の動向の検討の結果、データベースの保護に関し独自立法を志向する欧州指令の下では、バイオインフォマティクス・データベース制作者に必ずしも権利が発生しない可能性があることが論じられた。最後に、バイオインフォマティクスにかかるデータベースの経済的かつ技術的な特徴を検証し、独自立法がデータベースの商業化をもたらすものではないと帰結する。同様の手法により、「クロスライセンス」、「オープンアクセスライセンス」と「オープンソースライセンス」三種類のライセンス政策を区別し、オープンアクセスモデルが台湾のバイオバンク計画に最適なものであると帰結した。

2日目（2月5日）午後は再び Dreyfuss 教授より、“Commodifying Life:

The Case for Patents on Genes and Diagnostics”と題して、遺伝子配列や遺伝子治療に対して特許権を付与することの問題点とその解決策に関する講演が行われた。

遺伝子配列や遺伝子治療に対する特許権付与は、科学（医学）の発展に本当に寄与するのかとの疑義が呈されている。特に、前者についてはそもそも特許適格性が一つの争点となりうる（*Bilski v. Kappos*, 130 S. Ct. 3218 (2010) も参照）。また、研究機関による上流技術の開発については経済的なリターンが研究のインセンティブとしてはたして必要なものであるのか、疑問がないわけではない。このような状況に鑑みて、遺伝子関連特許に対して、特許適格性、非容易推考性、権利行使の制限などの規律の可能性を検討したうえで、最終的には一定の場合に権利行使を認めないとするのが妥当であるとの結論が呈示された（詳細は、本誌掲載予定の講演録を参照）。

3 日目（2 月 7 日）は、Heath 博士により、“Customs Seizures, Transit and Trade”と題する講演が行われた。

本講演では、欧州司法裁判所に法解釈を照会した *Nokia v. HMCR* の事件を例に、欧州共同体以外の国と国との間の商品取引において欧州共同体の加盟国を経由するケースで、当該商品が（経由地において）偽造品であるときは、その経由地である加盟国が当該地の法に基づいて、取引の対象となる商品を差し押さえることができるかという問題が取り扱われた。この事件では、香港からイギリス（ヒースロー空港）経由でコロンビアに向けて出荷された400個の中国製携帯電話に、Nokia の許諾なく Nokia の商標が付されていたため、その差押えの可否が争われた。しかし、これらの携帯電話は欧州共同体で販売されるものではなく、税関上屋に一時的に保管されたに止まる。したがって、本件の焦点は税関が国内市場に出ない商品を差し押さえることができるかという論点として論じられるべき問題だということになる。この点に関しては、イギリスとオランダで裁判所の判断が分かれており、欧州司法裁判所の判断が待たれているところである、とされた。

本シンポジウムには、北大で研究をしている中国、台湾、韓国、日本、スロバキアの実務家、研究者に加えて、同志社大学の井関涼子教授、山根崇邦助教、国連工業開発機関（UNIDO）の菱沼剛氏、國學院大學の中山

一郎教授、TMI 総合法律事務所の小坂準記弁護士など、道外からも多くの参加者を得て活発な討論が行われ、本拠点にとって、国際的な知的財産法制度の現実とあり方を考察するよい機会となった。雪深い札幌に遠路はるばるお越しいただいた先生方、そして参加者の方々、本シンポジウムの実現に向けてご苦労された事務の方々に感謝申し上げたい。